

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上郡町	山野里地区	令和3年7月31日	—

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農地面積)	68.65 ha
②地区内の耕地面積(農用地面積)	29.92 ha
③地区内の耕地面積(営農計画書)	57.32 ha
④アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.78 ha
⑤地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	2.16 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.44 ha
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.70 ha
(備考)	

#### 2 対象地区の課題

非農家が増加し、地域資源の保全活動への意識が希薄になりつつある。  
シカ、猪などの獣害による被害が増加傾向にある。  
市街化区域内農地を地区内に14.5ha有している。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・今後の地域農業の中心となる経営体として、地区内農用地内の●●氏が約43%、●●氏が13%、●●氏が5%の計61%程度の農地保全を担っている。
- ・両氏に加え施設による野菜等を栽培している●●氏、●●氏、規模拡大の意向のある●●氏の計6経営体を地域の中心経営体に位置づけ、地域内の農地の維持管理を図る。
- ・また、畜産事業者である●●氏を本地区の担い手として位置付ける。
- ・土地利用型を経営の中心として、地域内の農地の集積と集約を協力して進め、効率的な農業経営に努める。
- ・地域内の農業者は水路・農道等農業の基盤となる施設の維持管理を多面的機能支払交付金等を活用し、中心経営体と共同で行う。
- ・農地集積については、必要に応じ農地中間管理事業を活用する。
- ・果樹や施設園芸などに取り組む経営体や新規就農者についても必要に応じて、中心経営体に位置付ける。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (農用地以外含む)		今後の農地の引受けの意向 (農用地以外含む)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
		水稲・麦・大豆	18.9 ha	水稲・麦・大豆	20.0 ha	町内全域
		水稲・大豆	4.5 ha	水稲・大豆	4.5 ha	船坂
		水稲	3.9 ha	水稲	5.0 ha	
		水稲・施設野菜	1.2 ha	水稲・施設野菜	1.5 ha	
		施設野菜	0.5 ha	施設野菜	0.7 ha	
		水稲・露地野菜	1.6 ha	水稲・露地野菜	2.0 ha	
		畜産	0.0 ha	畜産	3.0 ha	
計	7人		29.0 ha		31.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

今後、自己管理している農地についても、中心経営体に集積を進めていく。

○農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、必要に応じて農地を農地中間管理機構へ貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○農業用施設の維持管理

農業の生産に必要不可欠な水利を維持する設備の更新については、各種補助事業等を活用し、計画的な整備を進める。

多面的機能支払交付金を活用し、維持管理及び長寿命化に努める。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

必要に応じ、集落周辺の山際に獣害防護柵を設置している。必要に応じ、防護柵を補修等を行う。

集落で補えない箇所について、有害駆除活動による駆除を猟友会に依頼する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
	計			